

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第231回） 鳥取市・西部地区市町村新型コロナウイルス感染症対策本部 合同会議

➤ 日時：令和4年7月27日（水）午前11時から

➤ 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）

➤ 出席：知事、副知事、統轄監

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、危機管理局、総務部、福祉保健部、
子育て・人財局、生活環境部、商工労働部、教育委員会
（テレビ会議参加）

東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター

鳥取市長、鳥取市保健所長

米子市長、境港市長、日吉津村長、大山町長、南部町長、伯耆町長、日南町長、江府町長

鳥取大学医学部 千酌教授（アドバイザー）

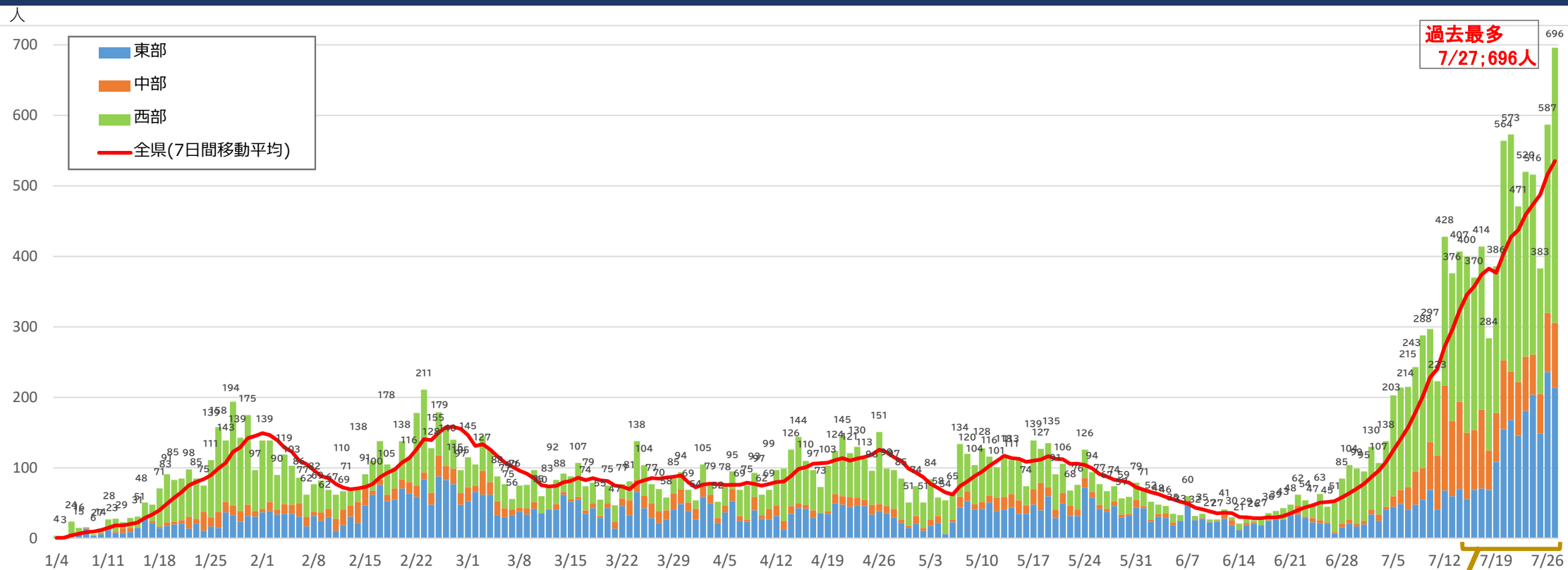
➤ 議題：

（1）県内の感染状況について

（2）その他

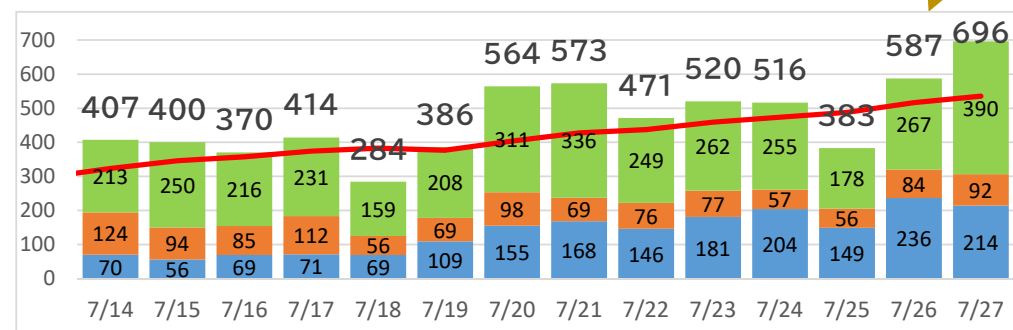
新規陽性者数の推移

【公表日ベース】



1/4~7/27の保健所ごとの累計発表陽性者数

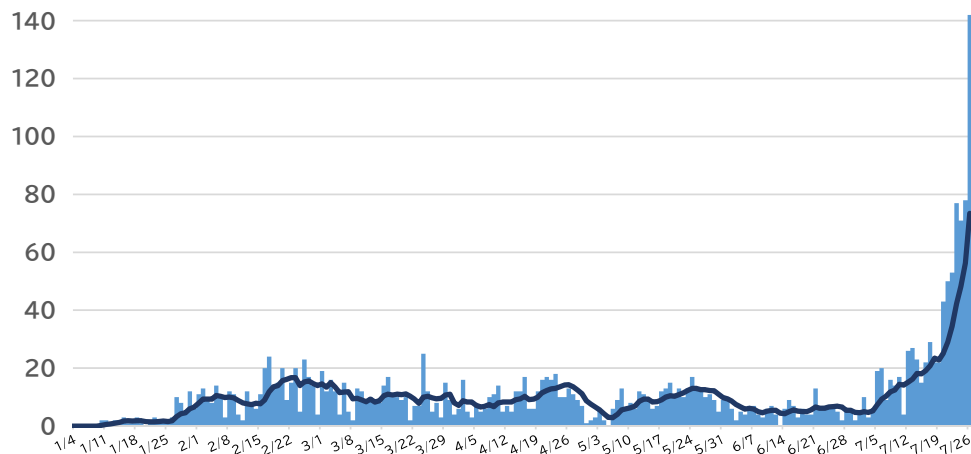
管轄保健所	鳥取	倉吉	米子	全県計
累計陽性者数	8,540	3,504	12,366	24,410



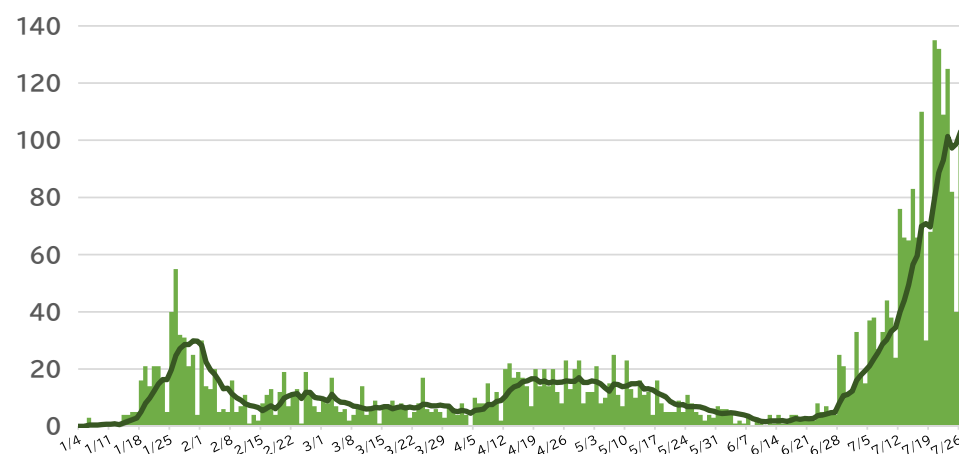
感染経路不明者数の推移

【公表日ベース】

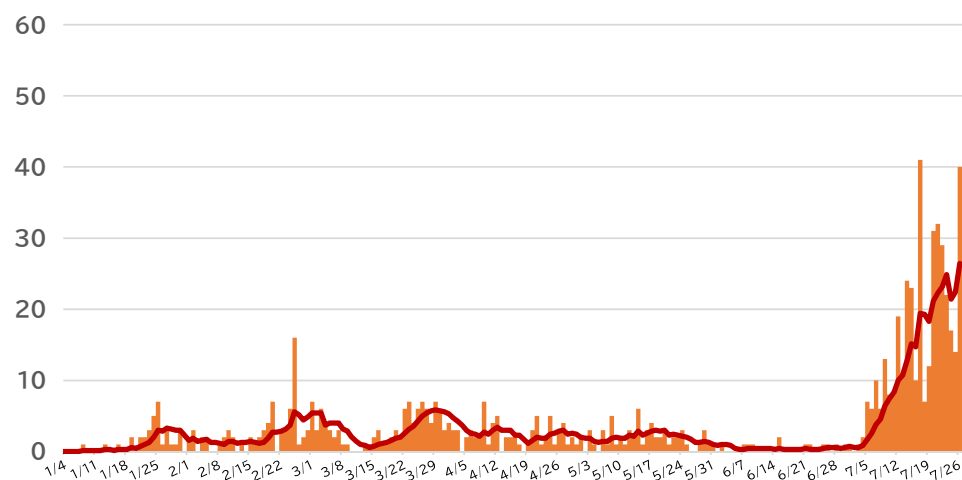
【東部】



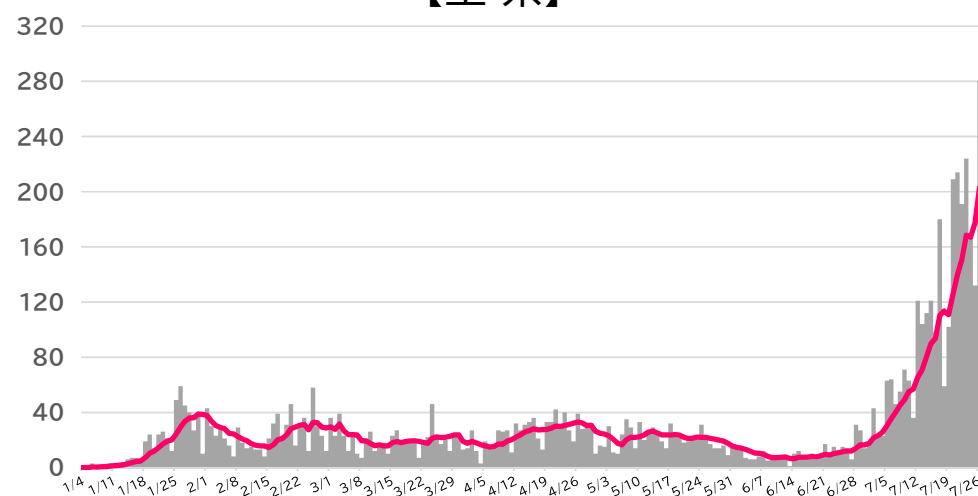
【西部】



【中部】

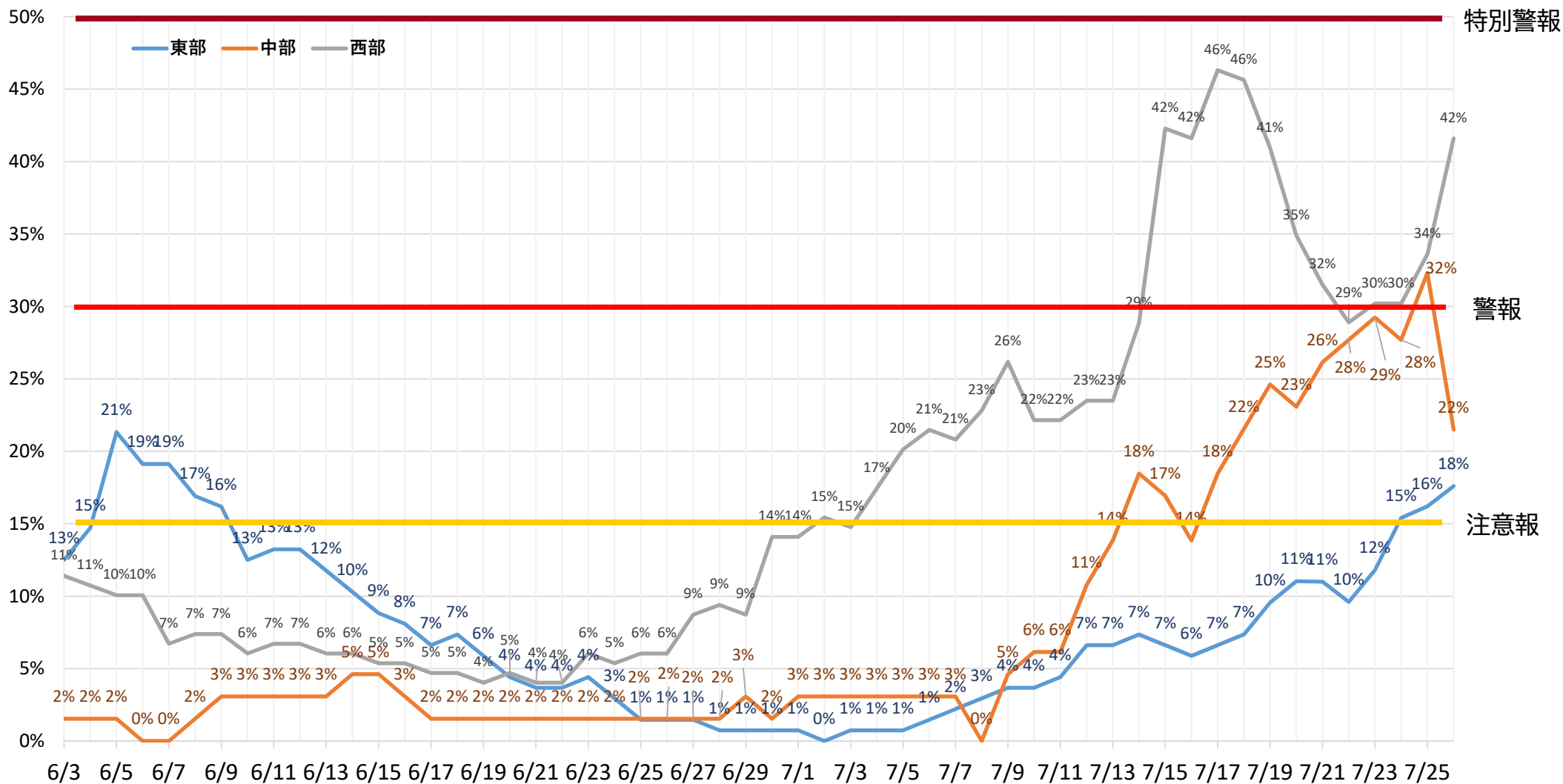


【全県】



※折れ線グラフは7日間移動平均
※東部7月26日数値は速報値

病床使用率の推移



第7波でのクラスター発生要因に応じた対策の強化

◎県内で75件のクラスターを確認(約1か月で第6波(1月～6月中旬)133件の半数以上が発生)

クラスターの要因としてエアロゾル感染が疑われる事案も増加。従来の基本的な感染対策を行っていても発生してしまった事案も発生

エアロゾル感染を防ぐための換気の徹底・強化をお願いします。

【換気対策の強化のポイント】

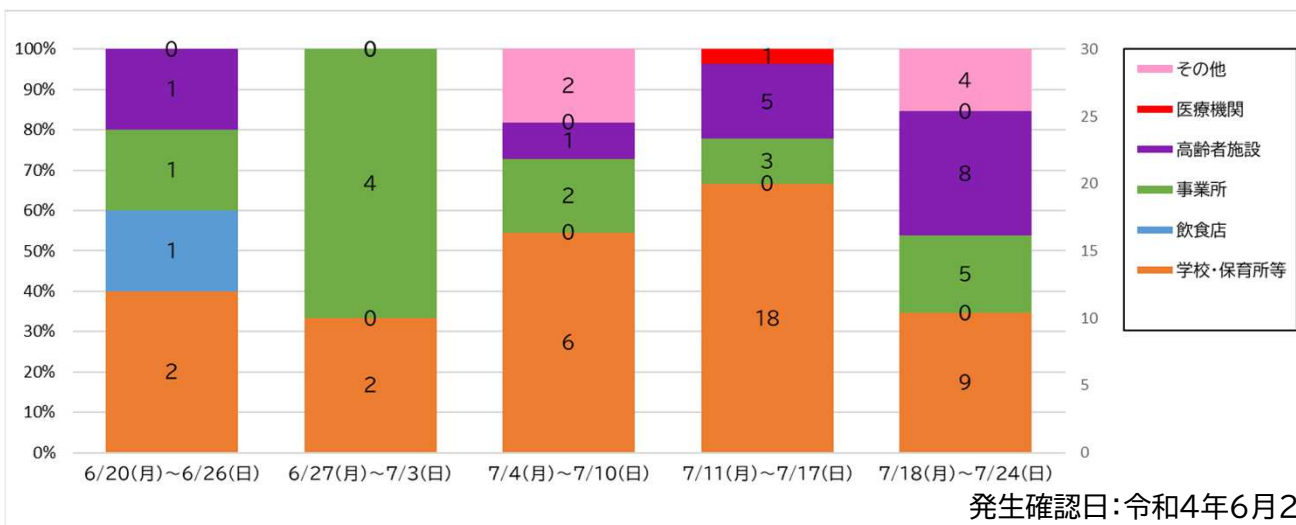
- 空気の入気口(吸気口)と出口(排気口)を意識した換気の徹底
- エアコン使用時も窓開け換気が重要(窓やドアを定期的に全開)
- 空気の流れを阻害しないパーティションの配置

換気を阻害しないパーティションの配置

・パーティションの配置や形状により、換気が有効に働かない場合があります。



※新型コロナウイルス感染症対策分科会(第17回)資料より一部引用



事業所における特徴的な感染事例

- 換気のできない物流倉庫内で作業確認のため大声を出すことによってエアロゾルにより感染
- 県外から来県した社員と換気不十分の部屋で面談し複数の社員が感染
- 飛沫防止のため設置したビニールシートが風の流れを遮断し、換気不足となったことで感染拡大
- 休憩所(喫煙室)が感染場所の一つとなり、休憩所から事業所内への感染が長期にわたって継続(換気不十分、共用物(ライター))

「鳥取県版 新型コロナ警報」 (7月27日現在)

東部地区に「注意報」を発令します。

西部地区に「警報」、中部地区に「注意報」を発令しています。

BA.5の極めて感染しやすい特性から、県民の皆様には、高い緊張感をもって感染対策の徹底をお願いします。

地域	発令区分	備考
東部地区	注意報	7/27～
中部地区	注意報	7/20～
西部地区	警報	7/18～

<目安:最大確保病床使用率> 注意報(15%超)、警報(30%超)、特別警報(50%超) (3日連続した日の翌日から)
<最大確保病床使用率(7/26)> 東部(17.6%)、中部(21.5%)、西部(41.6%)
⇒西部地区は40%を超えており、「特別警報」に近づいています。

県内全域に「感染拡大警戒情報」を発出中

新規陽性者数が急拡大していることから、県内全域に「感染拡大警戒情報」を発出しています。

特に家庭、学校、保育施設で子どもたちの感染が増えていますので、換気やマスクの着用など、今一度、対策の徹底をお願いします。

引き続き感染対策の徹底をお願いします。

地域	区分	備考	①10万人あたり 新規陽性者数 【7日間累計】 注意:100人/週 警戒:200人/週	②感染経路不明数 【7日間移動平均】 注意:東西 10人/日 中 5人/日 警戒:東西 30人/日 中 15人/日	③新規陽性者 数の前週比 【3日間累計】 注意:増加 警戒:1.5倍
東部地区	感染拡大警戒情報	7/20～	578.2人/週	73.4人/日	1.80倍
中部地区	感染拡大警戒情報	7/11～	515.2人/週	26.4人/日	1.04倍
西部地区	感染拡大警戒情報	7/4～	843.2人/週	103.4人/日	1.23倍

感染急拡大緊急共同メッセージ

今までで一番うつりやすい強力なウイルス「BA.5」が全県的に広がり、特に県東部・西部において急上昇し、**感染爆発の瀬戸際**です。

7月中旬以降、特に学校、保育所、事業所等で、**同じ人が同じ空間で長時間いる場合にクラスターが発生しており、窓を開けていても空気の流れを遮断していたり、降雨時に窓の開放が十分でない**など換気が不十分な事例が多く見られます

連日、県全体で過去最多を更新し、勢いがとどまる気配がなく、更なる急拡大が懸念され、このままでは**医療逼迫や社会経済活動への影響が重大化する恐れがあります**

感染急拡大を抑え込むためには、一人一人が意識を変え、基本的な感染防止対策の見直し・確認・実践を徹底し、御自身・大切な人の命と健康や生活を守りましょう！

- ✓ 正しいマスクの着用や密を避ける
- ✓ 空気の流れを意識した換気
- ✓ 人と人との距離の確保(2m程度)
- ✓ 共用物の消毒の徹底
- ✓ 宴席では黙食・マスク会食・換気の徹底
- ✓ 県外往来時は感染リスクの高い場所を回避
- ✓ 体調が悪い時は、無理に登校・出勤をせず、かかりつけ医、又は受診相談センターに相談 など

鳥取県 鳥取市 米子市 境港市 日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町。

保育施設における登園調整の実施について

保護者の皆様へ

市内の多数の保育施設において感染が確認されており、また、保育士の感染又は濃厚接触者に特定されること等により、保育に従事する職員が不足することで、保育の継続が困難となる状況が生じることが懸念されます。

感染拡大を防止し、必要な保育を継続して提供することができるよう、登園調整へのご協力をお願いします。

家庭での保育が可能な方は、できる範囲で登園を控えていただき、家庭での保育をお願いします。

なお、お仕事等のため保育を必要とされる方は、通常どおり保育を実施しますので、登園を控えていただく必要はありません。

登園調整をお願いする期間：令和4年7月28日（木）から当分の間

特措法第24条第9項による「**感染防止特別要請**」

全国と同様にBA.5系統の感染が急拡大しています。

命や健康、大切な人、医療、地域を守るため、みんなで協力して感染予防を徹底しましょう。

■ **区 域** 鳥取県全域

■ **期 間** 令和4年7月21日から8月31日まで

■ **要請内容**

- 飛沫を意識して、メリハリのある正しいマスク着用をお願いします。
- 感染リスクを下げるため、密を避けるようお願いします。
- 飛沫が付着しやすい共用物(電話機等)は、使用後に必ず消毒をお願いします。
- 基本的な感染防止対策の徹底やワクチンの追加接種をお願いします。
- エアロゾル感染が推測されるクラスターが発生しているので、換気が大切です。(エアコン使用時もこまめな換気をお願いします。)
- 人と人との距離の確保(2m程度)をお願いします。
- 宴席では、席を離れてお酌して回ることは控え、黙食・マスク会食をお願いします。
- 発熱等の症状があれば他の人に感染を広げかねません。命と健康を守るため、速やかに医療機関を受診しましょう。
- 感染不安がある方は、積極的に無料検査を受検しましょう。
- 御自身や御家族の体調不良の際には、出勤・登校をお控えください。

県庁BA.5第7波対策緊急体制による保健所応援の更なる強化

陽性者数が倍増しても保健所業務に遅れが生じないように、県庁全体での応援体制を更に強化し、保健所機能を維持

◆疫学調査、My HER-SYS(陽性者等の健康管理システム)による健康観察、夜間の受診調整等に遅れが生じないように、**本庁等からの応援職員を増員し350人態勢**(現地保健所応援:120、疫学調査110、My HER-SYS等75、宿泊療養施設25、その他(証明書発行、夜間入院調整)20)で**保健所業務応援を実施**
⇒**陽性者の増加に応じて更に追加**

- ・疫学調査を各部局で実施し、陽性者数に応じて聞取者を柔軟に増員
- ・保健所の実施する学校・保育所等でのPCR検査が滞らないよう、必要な業務支援を実施
- ・米子市から保健師等の応援受け入れを継続し、陽性者等への早期の連絡や相談体制を增強
- ・早期に集団感染抑込みのため、「BA.5・第7波特別対策調整本部」も連携してクラスター対策を実施

◆**保健所業務の外部委託化を更に推進し、県庁全体の負担を軽減**

◎県庁全体で不急業務の先送り等を徹底し、コロナ関連業務を最優先

- ・一部所属については、固定的に保健所等の応援業務に従事 (例:試験研究・調査、監査・検査、研修、観光・交流、徴税)¹¹

在宅療養者への医療提供体制のさらなる充実に向けて

さらなる感染拡大を念頭に、増加する在宅療養者へのきめ細かな医療的ケアを継続できるよう、各医師会と協議の場を持ち、医療提供体制の強化方針を確認

◆ 往診体制のさらなる充実

- ・往診協力医への個人防護具の無償配布
- ・対面診療の研修動画配信、往診マニュアルの配布等

◆ 保健所の介入を待たず、電話診療等により速やかに投薬

- ・在宅療養中に症状が悪化した場合、かかりつけ医が症状に応じた治療薬を処方
- ・慢性疾患のある在宅療養者のかかりつけ医が必要に応じ定期処方薬を追加処方
- ・コロナ患者の遠隔診療に関する特例措置・事務手続きの再周知

◆ 経口抗ウイルス薬の処方対応医療機関登録及び薬局配備の推進

「BA. 5」の感染事例を踏まえた対策の高度化 ～学校～

- ・感染力が非常に強い「BA. 5」による感染が、部活動等で急拡大しています。
- ・今まで以上の高い意識を持って、健康観察や部活動における感染症対策ガイドラインを順守した活動を徹底しましょう。

1 体調不良時の対応の徹底

○児童、生徒及び保護者へのより強力な協力依頼

→倦怠感やのどの違和感、微熱等の症状がある場合は、絶対に登校せず、必ず医療機関を受診しましょう。

○教職員に対しても同様の対応を徹底

2 部活動における感染防止対策の徹底

○感染症対策ガイドラインに則った感染防止をより一層徹底

▽マスク ⇒ 活動中以外のマスクの着用を徹底(休憩中, ミーティング中, 部室・更衣室利用時等)
特にマスクなしでの会話の禁止

▽距離 ⇒ 密になるような活動の回避

▽換気 ⇒ 体育館や部室等利用時の換気の徹底
サーキュレーター等を活用して、一方向の空気の流れを作る

▽消毒 ⇒ 活動共用物の定期的な消毒の徹底

▽移動 ⇒ バス等による移動時におけるマスクの着用及び密の防止など感染防止対策の徹底

「BA.5」対策の高度化 ～保育所・幼稚園・放課後児童クラブ等～

- BA.5の強くて速い感染力の影響で、保育所等で感染やクラスターが多発
- 施設内に陽性者が複数名いる前提で、意識レベルを上げて感染対策の高度化

【基本的な感染対策】

- マスク着用、密にならない、消毒、十分な換気(エアロゾル感染に注意！)
- 体調の異変・体調不良時は登園、出勤を控える

【保育所等クラスターから判明した必要な対策例】

- **マスク着用していた3歳以上児の保育活動の中でも感染が拡大**
 - ・ 鼻マスクとならないようマスクは中央を折り鼻に密着させる正しいマスクの着用
 - ・ テーブルを囲んだグループワーク等の保育活動は、パーテーションを設置
 - ・ 保育室だけでなく遊戯室など広い場所に分散し、密を回避
 - ※2歳児も、保護者の協力を得ながら可能な範囲でマスクを着用をお願いします
 - マスク着用が難しいクラスでは、特に感染リスクが高まることを意識し、園児同士の距離の確保や手指消毒の回数を増やすなどの対策を講じましょう
- **各施設的环境、活動場所に応じた換気対策を**
 - ・ エアコン使用時も窓を開け、空気の流れを確認、風が滞留する場所はサーキュレーター等で補助
 - ・ 午睡時も窓やドアを開けて空気の流れを確保し、カーテンで遮らない

【放課後児童クラブ】

- 学校から空き教室・体育館等の提供を受けクラスを分けるなど、教室の密を避け、また、他クラスとの接触を減らす工夫をしましょう。

「BA.5」の感染事例を踏まえた対策の高度化 ～社会福祉施設における施設内感染の防止～

- BA.5の影響により、社会福祉施設でのクラスターが多数発生しています。これまでの対策を高度化して、一層の警戒をお願いします。

【最近のクラスター発生時の指導事例】

- ・体調の優れない職員、発熱した利用者があったが、速やかな検査が行われなかった。 → **早めの検査**で早期発見！
- ・狭い休憩室で、職員4～5人が同時に休憩。 → **十分な換気でエアロゾル感染対策！**
- ・利用者がマスクできない。 → **マスクとフェイスシールドを併用し、飛沫感染対策！**

これまでの対策も意識して

- ①(体調管理)出勤時に体温を記録。
熱が出たらPCR検査。
体調に異変があれば出勤しない。
- ②(換気)定期的に窓を開けて換気。
サーキュレーター等を使用して、部屋の隅まで換気。
- ③(飛沫)職員、利用者共にマスク着用の徹底。

PCR検査補助の拡充を
8月末まで延長しています。

対策を高度化しましょう

①【早めの検査】

- ・熱と併せて、**体調の異変、風邪症状**などを必ず確認。
- ・少しでも異変を感じた時は速やかにPCR検査。

②【エアロゾル感染対策】

- ・**空気の通り道を意識**して、2か所以上を**常時**10cm程開ける。
- ・室内のレイアウトを工夫し、パーティションは**換気を妨げないように**配置。
(パーティションは目線の高さまで。高いものは空気の流れに平行に設置。)

③【飛沫感染対策】

- ・入浴介助、食事介助など、利用者がマスクできない場面では、マスクに加えてゴーグル、フェイスシールドを必ず着用するとともに、**エアロゾルが発生しているポイント**をサーキュレーター等で、**局所的に換気**する。



「BA.5」の感染事例を踏まえた対策の高度化 ～医療機関～

- BA.5系統の強い感染力の影響で、県内の新規陽性者数及び施設等での集団発生事案が急拡大するなど、県全体での危険度が高まっています。
- 医療従事者や入院患者など医療機関関係の感染事例が急増しています。

<最近の感染事例から>

- 入院時検査で陰性となった患者を起点に院内で感染拡大したと推定される事例がある。
- リハビリ中にマスクを着用していたが感染したと推定される事例がある。
- 陽性となった医療従事者の家庭内感染が複数確認されている。
- 院内で職員の黙食が徹底できていない、入院患者のマスク着用が徹底できていない事例がある。

各医療機関における対策強化策として

◆院内へのウイルス持込み防止策の徹底◆

- ・ 職員及び患者(入院時検査の際に陰性だった患者においても)において少しでも体調変化があれば見逃さず、必要に応じて検査をすることが重要。
- ・ 職員への日頃の健康管理、家庭内の感染対策、体調不良時の出勤見合わせ等への徹底
⇒家庭内の感染対策の徹底にあたっては、最近、エアロゾル感染が推測される感染事例が多発していることから、効果的な換気方法を提示。
- ・ 職員への勤務時間中における標準予防策や休憩時等のマスクを外す場面の黙食の実施等の徹底
- ・ 入院患者への感染予防策の徹底(マスク着用、手指消毒、施設内の人混みを避けるなど)

事業所の皆さま テレワーク・交代勤務への切替を

事業所での感染事例・クラスター事例が増加しています

事業所内の感染防止対策を徹底するとともに、可能な事業所については、エアロゾル感染の恐れがあるので、**「テレワーク」「交代勤務」の活用をお勧めします**

マスク着用 マスク着用する際は「鼻出しマスク」や「アゴマスク」にならないよう正しい着用を職場内で呼びかけ

換気の徹底 エアコンをつけていても30分に1回、数分程度の窓開け換気をお願いします

共用物の消毒 飛沫が付着しやすい電話機やマイクは使用後に必ず消毒を行う

体調不良時の出勤 従業員本人及びご家族が体調不良時に無理せず休めるよう、休みやすい職場環境づくり

検査勧奨 従業員が陽性となった時は、他の従業員や来訪者などに対して幅広に無料PCR検査の受検勧奨を

低リスクな勤務形態

- 症状のある従業員の出勤自粛(休みやすい環境づくり)
- お盆期間の出勤者の削減
- 交代勤務や分散勤務

Withコロナの働き方

- テレワークの常態化
- テレビ会議の活用等による柔軟な就業形態の実現

事業継続への備え

- 優先業務の選定と体制確保
※継続すべき業務と縮小可能な業務の選定
- 多数の欠勤者が生じた場合の体制の備え

「BA.5」の感染事例を踏まえた対策の高度化 ～イベント～

県内で感染が急拡大している状況を踏まえ、**県へのイベント開催の届出要件を**
全県域で1,000人以上⇒**100人以上のイベント**に引き下げます

屋内イベントでの対策の徹底

- ・広めの会場で開催し、**十分な換気対策**
(換気扇による常時換気、又は30分に1回数分程度窓を全開にして**空気を完全に入れ換える**)
- ・**マスクの常時着用**の呼びかけの徹底
- ・ステージ・舞台裏での**声援や大声の制限**

屋外イベントでも油断は禁物！！

- 花火大会、スポーツ大会参加・観戦等、マスクを外す機会も多いので、十分対策を心がけてください
- ・**大声を出さない**
- ・**マスクはできるだけ着用**
- ・**密にならない環境づくりを徹底**
屋台や出店等での**密集回避や入場制限** など

基本的な感染防止対策の徹底

- ・参加者、スタッフには**検温を実施**し、発熱等の症状がある者は参加させない
- ・飲食時の**乾杯、回し飲み**の制限

「BA5」の感染事例を踏まえた感染対策の高度化 ～飲食・会食～

会食等における最近の感染事例

- ・ 大人数が参加する会食や友人同士のホームパーティに参加した複数の者が同時期に感染している事例も増えてきている。

飲食・会食における感染対策の高度化のポイント

○ 宴席では定期的な窓開け換気の徹底を

- ・ エアコン使用中も2方向の窓・ドアを開けるなど空気の流れを意識した換気の徹底を！
- ・ 窓開け換気は、数分間、窓・ドアを全開に！
- ・ 飲食店でも、機械換気(換気扇)に加えて窓開け換気が重要。CO2モニターの活用も効果的！

○ 会食時の密は絶対避ける

- ・ 定員以上の人を部屋に入れる・狭い部屋で会食を行うなど密な空間での会食は控えましょう！
- ・ ホームパーティでも、密にならないような規模（人数・部屋の広さ）での実施を！

○ 黙食・マスク会食の徹底

- ・ 親しい間柄でもパーテーションを外したり・大騒ぎは控えてください！

○ 無料検査や体調管理による感染の流入防止

- ・ 少しでも体調がすぐれない場合は、会食に参加しない。飲食店は従業員を無理せず休む・休ませる
- ・ 夏休み・お盆等で普段合わない友人等との会食前には検査で陰性確認を
- ・ 不安に感じる従業員・スタッフも積極的な無料検査の受検を

「BA.5」の感染事例を踏まえた対策の高度化 ～県外往来～

県外往来がきっかけで感染が広がっている事例があります。

今後、夏休みやお盆で県外往来する機会が増えますので、**県外往来する際は今まで以上に感染対策をパワーアップし、ご自身と大切な人を守りましょう。**

感染対策の高度化のポイント

県外にお出かけする際は、

- ✓ **基本的な感染対策が最も重要**です。**正しいマスクの着用、消毒の徹底、人混み等密を避けるなど感染対策をパワーアップ**しましょう
- ✓ 飲食の際は、**感染対策が徹底されたお店**を利用し、**黙食・マスク会食**をお願いします

県外から来県、帰県される際は、

- ✓ **来県前後1週間は、**大人数での会食など**感染リスクの高い行動は控えましょう**
- ✓ **家庭内でも感染対策を徹底**しましょう(宿泊施設の利用も検討しましょう)

県外にお出かけする際も鳥取県にお越しになる際も、

- ✓ **積極的に無料検査を受けてください**
- ✓ **体調が悪い時は、無理をせず県外往来は避けましょう**

ワクチン接種の加速化に向けた各種取組

市町村と協働して、新たに対象となる医療従事者向けの集団接種会場を開設する他、多様なニーズと幅広い年代に対応した接種体制の構築により、ワクチン接種を加速化

◎倉吉市で実施し好評を博した人口拡大エリアの住民を対象とした接種会場を米子市とも連携して開設（7/29）

⇒ 米子市の福米・福生地区住民を対象に米子産業体育館で夜間（18～20時）開場

※倉吉市での実績（7/23 上灘コミュニティセンター：47人、小鴨コミュニティセンター：50人）

◎中部地区1市4町と県で協働して、医療従事者の4回目集団接種会場を開設（7/31）

⇒ 自施設での接種が難しい小規模診療所等の要望に対応

※周知・会場設営等は市町で実施、県は医療スタッフを派遣



◎希望される企業・団体、大学等にワクチンバスを派遣、3・4回目接種を実施（6/17～）

⇒ 延べ37回、約550人に接種を実施（7/27時点）



無料検査(PCR検査等)をご活用ください

- 無料検査は、感染に不安を感じる県民であれば誰でも受検できます。
- 現在、県内94ヶ所の無料検査所において検査実施中です。
お近くの検査所へご予約ください。不明な点はコールセンターへご相談ください。
※東部:40ヶ所、中部:23ヶ所、西部:31ヶ所 新型コロナウイルス感染症特設サイトに会場一覧を掲載
※鳥取県無料検査コールセンター ☎0570-783-563 (土日含む毎日、9時~17時)
- 無料検査事業を8月31日まで実施**していますので、ご活用ください。

感染拡大傾向時の一般検査事業

不特定多数の方と接触するなど、感染リスクの高い行動をされた方は、積極的に受検をお願いします。(特措法第24条第9項による受検要請)



ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

- ✓ 旅行・帰省等で検査が必要な方にも、ご利用いただけます。
- ✓ イベントなどを安心・安全に開催していただくため、参加者全員への事前検査に対する支援制度を是非ご活用ください。



「レベル分類」の本県独自の判断指標状況

コロナ医療が必要な人へ提供でき、一般医療の制限には明らかに至っていない状況であることから、本県の状況は、総合的な判断により「レベルⅡ」

※レベルⅡ：新規陽性者数が増加傾向。一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができています

Ⅲ：一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない

判断指標	数値（7月26日現在）	本県独自目安 （状況を踏まえ総合的に判断）		
		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
新規陽性者数(対人口10万人/週)	676.9人 (3,746人/55.3万人×10万人)	50人/週	150人/週	250人/週
最大確保病床使用率	28.6% (100/350床)	15%	50%	80%
重症病床使用率 (重症者以外が使用している場合も計上)	0.0% (0/47床)	—	50%	

参考指標	数値(7月26日現在)
療養者数(対人口10万人/週)	825.6人 (4,569人/55.3万人×10万人)
PCR陽性率(直近1週間)	22.7% (3,746人/16,535件)
感染経路不明割合(直近1週間)	集計中

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

疫学調査及び現地確認等の結果、条例に定める新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が以下のとおり発生したことが7/26（火）に確認されたため、条例に基づき対応する。

1 クラスターと認められた施設等及び陽性者数

番号	発生施設等	特定施設	所在地等	陽性者数	陽性者確認日
243	事業所	○	鳥取市	7名	7/19～22
244	鳥取市立湖東中学校	○	鳥取市	6名	7/23～24
245	医療機関	○	米子市	22名	7/14～21
246	保育所	○	米子市	9名	7/20～25

2 患者対応

陽性者は、入院、在宅療養または宿泊療養を行う。

※速やかに発生要因について現地調査し、感染防止対策の指導・助言を行う。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（243例目）

事業所

陽性者数	所在地
従業員7名	鳥取市

まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、その性質を考慮し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、事業を継続している。

公表について（第7条）

- 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、クラスター対策特命チーム等の立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（244例目）

鳥取市立湖東中学校

陽性者数	所在地
学校関係者6名	鳥取市

まん延防止のための措置（第6条）

- 学校は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、学校に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、学校は7/21（木）から夏季休業中である。

公表について（第7条）

- 鳥取市は、当該学校で陽性者が判明したことを公表している。

必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、「鳥取県市町村（学校組合）立学校用新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム等の立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（245例目）

医療機関

陽性者数	所在地
患者及び職員22名	米子市

まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、その性質を考慮し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。

公表について（第7条）

- 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、院内感染緊急対策チームによる状況確認を行い、再発防止に向けて、必要な助言を行う。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（246例目）

保育所

陽性者数	所在地
保育所関係者9名	米子市

まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は7/26（火）から感染場所と推定される一部クラスを閉鎖し、施設運営を継続している。

公表について（第7条）

- 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム等の立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（抄）

（まん延防止のための措置）

第6条 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設使用者」という。）は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力（全ての従業者、利用者又は参加者に対する連絡を含む。）し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

（公表）

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

（必要な措置の勧告）

第8条 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告に係る施設又は催物について、当該勧告に従って新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策が適切に講じられたと認めるときは、直ちに、当該勧告を中止しなければならない。

3 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

感染を責めることは誰にもできません

感染者や医療従事者に対する、心ない言動や誹謗中傷、いじめ、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。

新型コロナウイルスと闘う患者・家族、そして、治療にあたる医療従事者に対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むとともに、医療従事者をはじめ新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援しましょう。

ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。

障がい、病気等によりマスクをつけられない方への配慮をお願いします。

触覚・嗅覚等の感覚過敏などの障がいや病気等によりマスクを着けたくてもつけられない方がいらっしゃいます。不当な差別や偏見につながることはないよう、県民の皆様のご理解をお願いします。

感染したことで悩んだら、下記に相談してください。

<ところとからだの相談窓口>

相談機関	受付時間	電話	FAX
いのちの電話相談	12:00~21:00 (土日祝を含む)	0857-21-4343	—
県立精神保健福祉センター	8:30~17:15 (土日祝を除く)	0857-21-3031	0857-21-3034
鳥取市保健所		0857-22-5616	0857-20-3962
中部総合事務所倉吉保健所		0858-23-3127	0858-23-4803
西部総合事務所米子保健所		0859-31-9310	0859-34-1392